

入札（郵便入札）説明書

本市が発注する「公用自動車（小型貨物車）賃貸借」の一般競争入札（郵便入札）に係る事項については、この説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 件名 | 公用自動車（小型貨物車）賃貸借 |
| (2) 賃借物件 | 公用自動車一式（1台） |
| (3) 賃貸借期間 | 令和8年9月1日から令和13年8月30日まで |
| (4) 賃借物件概要 | 仕様書のとおり |
| (5) 納入場所 | 大津市御陵町3番1号 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
 - (f) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - (g) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (h) (f)から(g)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 令和8年度大津市物品供給等入札参加資格者名簿の「リース」に登録されている者であって、本店又は支店若しくは営業所が、滋賀県内、京都府内又は大阪府内のうちのいずれかに存するものであること。
- (8) 直近3年間において国（公社又は公団を含む。）又は地方公共団体との間で、本件と同様の公用自動車賃貸借に係る契約を締結し、これを2件以上履行した実績（履行中のものを含む。）を有していること。

3 入札参加資格の審査の申請方法

(1) 入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、第4号の受付期間内に申請書等の提出がない場合は、入札に参加することができない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書（令和8年度分で大津市の指名願を提出している者は、「指名願提出済」欄にレ点を付すこと。）

イ 実績調書（直近3年間において国（公社又は公団を含む。）又は地方公共団体との間で、本件と同様の公用自動車賃貸借契約を2回以上履行した実績について記載し、契約実績が証明できる書類（契約書等）の写しを添付すること。

(2) 前号ア及びイに掲げる書類の様式は、大津市ホームページの当該入札公告のページからダウンロードして取得すること。なお、令和8年度大津市委託業務入札参加申請において、本店から支店、営業所等へ入札、契約等の一切の権限を委任している場合にあっては、提出書類の申請者は受任者でもって記名・押印すること。ただし、実績調書に記載する内容は本店又は支店契約のものも有効とする。

(3) 申請者は、第1号に定める書類を、次号に掲げる入札参加資格の審査の申請の受付期間に受付場所において市長に提出すること。

(4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間及び受付場所は、次のとおりとする。

ア 受付期間

(イ) 持参による申請の場合 令和8年4月30日（木）から同年5月15日（金）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

(ロ) 郵送による申請の場合 令和8年4月30日（木）から同年5月15日（金）まで

イ 受付場所 大津市御陵町3番1号 大津市役所建設部道路・河川管理課（市役所本館4階）

ウ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による提出の場合は、次号記載の郵送先及び郵送方法にて受付期間内に到着したもののみ有効とする。

エ 郵送先 〒520-0037 大津市御陵町3番1号

大津市役所内郵便局留

大津市建設部道路・河川管理課 宛て

オ 郵送方法 一般書留郵便又は簡易書留郵便（これら以外の方法により提出した場合は、受付期間内に到着したものであっても無効とする。）

(5) 書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(6) 提出された書類は返却しない。

4 入札参加資格の審査及び通知

(1) 入札参加資格は提出された書類を審査の上、その結果を令和8年5月21日（木）までに一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書に記載のメールアドレス宛てに通知する。

(2) 審査結果にて入札参加資格を有することを認めた場合でも、開札日までに第2項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときは、入札者の資格を失うものとする。

(3) 入札参加資格がないと認定された者には、第1号の通知書にその理由を付す。

5 契約条項を示す場所及び期間

契約書及び仕様書については、大津市役所建設部道路・河川管理課において閲覧することができる。閲覧期間は、令和8年5月1日（金）から同月15日（金）まで（市の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

6 入札条件

- (1) 入札方法 郵便入札
- (2) 郵送先 〒520-0037 大津市御陵町3番1号
大津市役所内郵便局留
大津市建設部道路・河川管理課 宛て
- (3) 郵送方法 一般書留郵便又は簡易書留郵便
- (4) 到達期限 令和8年5月28日（木）
- (5) 開札日時 令和8年5月29日（金）午前10時
- (6) 開札場所 大津市御陵町3番1号 大津市役所本館4階142会議室
- (7) 入札保証金 大津市契約規則（昭和40年規則第35号。以下「契約規則」という。）
第5条による。
- (8) 予定価格 公表しない。
- (9) 最低制限価格 設定しない。
- (10) 契約保証金 契約規則第24条による。
- (11) 入札回数 2回までとする。
- (12) 支払条件 原則、半年後払いとし、適法な請求を受けた日から30日以内とする。
- (13) 落札者の決定方法

落札者は、予定価格の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とする。

開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじにより決定する。

なお、契約を締結する日までの間に落札者が第2項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

(14) 入札に関する注意事項

ア 入札方法

- (ア) 入札書の提出は郵送にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けない。
一般書留郵便又は簡易書留郵便により、大津市役所内郵便局へ局留扱いで到達期限の令和8年5月28日（木）までに到着するよう郵送するものとする。
- (イ) 前項の規定により入札書を郵送する場合には、封書宛名等記載方法の例（様式1）により封筒に入札書を入れ、封かんし、表側に「大津市建設部道路・河川管理課宛」と記載した上で、「入札書在中」の表記並びに入札件名及び開札日を記載するとともに、入札参加者名を差出人として記載すること。
- (ウ) 郵送に使用する封筒は任意のものとし、入札書については（様式2）を使用すること。また、入札書のくじ番号欄に3桁以内の任意の値を記入すること。
- (エ) 入札書郵送後において、開札執行までは入札辞退を認めるものとする。この場合において

辞退の申し出は任意の様式による入札辞退届による。

- (カ) 入札者は、本市に到達した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (キ) 入札執行回数は2回を限度（再度入札についても郵便入札とする。）とし、初回入札において落札者が決定しなかった場合は、開札後、速やかに再度入札を行う旨を入札参加者へ連絡することとする。
- (ク) 開札の立会いについて、本入札に参加した者又は開札の立会いに関する委任を受けた代理人は、当該開札に立会うことができる。なお、代理人については、開札の立会いに関する委任状（様式3）を持参すること。ただし、その者がいない時は、当該入札事務に関係のない大津市職員が立会うものとする。
- (ケ) 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。その際の被った損害は入札者の負担とする。

イ 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明会

実施しない。

エ 質問について

疑義等がある場合には、令和8年5月15日（金）午後5時までに質問書（様式4）を大津市建設部道路・河川管理課へ電子メールにて送信すること。

※電子メール以外の方法によるものは受け付けない。なお、メール送信に当たっては確認のため、送信した旨、道路・河川管理課へ電話連絡すること。質疑項目がない場合は提出不要。

送信先アドレス otsu1804@city.otsu.lg.jp

電 話 番 号 0 7 7 - 5 2 8 - 2 7 8 2

質問回答日時 令和8年5月19日（火）午後5時までに本市ホームページ上に掲載

オ 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (ア) 契約規則第13条各号いずれかに該当する入札
- (イ) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札
- (ロ) 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札
- (ハ) 第6項第4号で指定する到達期限より後に大津市役所内郵便局に到達した入札
- (ニ) 持参、宅配便等で道路・河川管理課に直接提出された入札
- (ホ) 大津市役所内郵便局において道路・河川管理課宛て局留分として引渡しがなされなかった入札
- (ヘ) 入札書が同封されていない入札
- (ヘ) 1枚の封筒の中に、複数案件の入札書等を同封した入札
- (ケ) 入札書に記名押印がない入札
- (コ) 入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札

- (サ) 入札書に件名のない又は間違いのある入札
- (シ) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (ス) 同一入札について、複数の入札書等が郵送されたとき。

カ 入札の辞退

入札日前日までに辞退届（任意様式）を提出すること

キ 契約の解除

本件契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、第1項第3号の期間にかかわらず、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る大津市の歳出予算の減額又は削減があった場合は、本件契約を解除することがある。

ク その他

この説明書に記載のない事項は、契約規則及び入札心得による。

7 この入札に関する問合せ先

〒520-0037 大津市御陵町3番1号

大津市建設部道路・河川管理課（担当：大島）

電話 077-528-2782